平成２２年（フ）第１２１１号
仙台市若林区荒町178番地　平アパート101
債務者　相澤　喜治
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
秋田県能代市出戸本町10番11号
債務者　佐藤百合子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第４５号
秋田県山本郡三種町鹿渡字深馬内川端152番地１
債務者　小川　敦子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２５５号
茨城県土浦市板谷３丁目713番地１　市営西板谷住宅107号棟201号室
債務者　宮河　昭仁
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５６号
茨城県土浦市板谷３丁目713番地１　市営西板谷住宅107号棟201号室
債務者　宮河　佳子（旧姓日向野）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８２号
茨城県稲敷郡阿見町南平台３丁目19番地４
債務者　髙山久美子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８５号
茨城県つくば市桜３丁目21番地　県営桜アパート５棟102号、住民票上の住所茨城県つくば市千現１丁目17番地17　ロイヤルライフタウン102号
債務者　平島　朋子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８９号
茨城県つくば市要276番地１、前住所神奈川県中郡二宮町一色802番地
債務者　寺戸　健一
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６７号
千葉県茂原市東郷1031番地１
債務者　竹森　　健
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
千葉県夷隅郡御宿町須賀2208番地１
債務者　長谷川　亨
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
千葉県茂原市下永吉2489番地７
債務者　齋藤　　清
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
千葉県茂原市上茂原172番地　上茂原西住宅４棟７号
債務者　鈴木　信明
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
千葉県茂原市高師948番地
債務者　福澤　文晃
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
千葉県長生郡白子町古所5158番地２
債務者　村上　奈美（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
千葉県茂原市新小轡316番地７　サンハイツディズニーⅡ101
債務者　矢野　泰裕
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
福井県三方上中郡若狭町田井第36号35番地
債務者　仲上　光一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１８８号
長野県松本市梓川梓2498番地１
債務者　西牧早希子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部